



## 【業務委託規約（準委任契約） Terms and Conditions】

依頼主（依頼主の所属する法人組織等）を甲とし、日本マネジメント総合研究所合同会社（法人取引の場合）または日本マネジメント総合研究所（戸村智恵の個人オフィスに対する依頼の場合）を乙とする。

### 第 1 条（委託業務の内容）

1. 甲は、乙に対し、依頼する諸業務（経営指導や経営アドバイザーや顧問等での各種指導等や登壇や出演や執筆等の各種業務・各種指導等、以下「本業務」という）を準委任契約のもとで委任し、乙はこれを受任する。
2. 甲及び乙は、相手方に対し本業務を誠実に履行する義務を負い相互に本業務の履行に最善の協力をする。
3. 甲と乙は、相互に独立の事業者であること及び雇用関係がないことを確認する。
4. 甲と乙は、甲が乙に対しいわゆる偽装請負等の違法性のある指揮命令権限がないことを確認する。

### 第 2 条（善管注意義務等）

甲及び乙は、本業務を、善良な管理者の注意をもって行い、相手方の信用等を傷つける行為その他不当又は違法な行為を一切行わない。

### 第 3 条（契約期間）

甲が乙に電子的又は対面ならびに口頭等により本業務を依頼し、乙が甲に対し当該業務を受諾した時点を契約開始時点とし、本業務での業務委託期間満了の日は、経営指導や経営アドバイザーや顧問等での各種指導等での当該指導等においては当該指導等の最終日、登壇や各種出演等においては各種出演等が完了した日、各種執筆等においては原稿等の提出日又は編集等で乙によるゲラ等のチェック対応等が必要な際は当該対応等の完了日、その他の場合は甲乙同意の日)までとする。

### 第 4 条（委託料、委託料に係る源泉徴収・支払条件）

1. 委託料は、本業務に関して定めた金員（特段の明示的合意がない限り諸税諸費用等は別途必要）とし、甲は、乙に対し、乙の指定する銀行口座に当月末日締めで翌月末日までに日本円で銀行振込にて振込手数料等の諸費用は甲の負担で支払うものとする。なお、キャッシュレス決済、及び、外貨、並びに、暗号資産等での支払いを希望する場合は、事前に甲が乙の同意を得た上で、甲が乙に対しての支払いおよび乙が甲から受領する際に日本円で通常利用ができるようにするためにかかる各種手数料および諸費用等は甲が負担するものとする。
2. 乙は、本業務を行うために交通宿泊費（乙指定または甲乙協議で定める交通宿泊におけ

る座席クラスおよび宿泊ホテルのランク等に沿うもの) および諸税含む諸費用等を要する際は、甲に対して委託料とは別に当該諸費用等を請求できるものとし、支払条件については前項の規定を準用する。なお、乙が極めて公益性が高いご依頼等と認定した場合、甲に対する乙の義務ではなく、甲に対する乙による厚意と裁量の範囲内で、低額又は無償(乙による費用等の負担)等で本業務の対応をすることは妨げないものとする。ただし、通常認められる範囲を著しく超える費用を相手方に請求するときは、甲又は乙は、相手方から事前の同意を得なければならないものとする。

3. 甲は、第1項にかかわらず、乙との法人契約である場合を除き、乙に対して支払う委託料から所得税等の源泉徴収やマイナンバー処理や支払調書の乙への送付等を要し、甲みずから費用等を負担の上で本項の対応を行うものとする。
4. 事前の打合せについては、DX推進・生き方働き方改革・業務効率化の観点から、当日の拘束時間外の実質的な稼働や拘束時間等が生じるため、乙の義務ではなく厚意と裁量により無理ない範囲において、事前に日程調整の上で、オンラインツール(ZOOMやMS-TeamsやGoogle Meet等)又は電話にて、およそ30分間～最大1時間の打合せを1回まで無償で対応可能とする。
5. 対面での簡潔な打合せや、当該無償打合せ後の追加打合せ等(オンラインミーティングおよび電話等でのテレカンファレンスならびに対面等を含む)は、1回1時間単位で1時間あたり当方の手取り金10万円(諸税別・交通費や会場費等は別途)で対応し、乙が甲に適宜請求し甲が乙の請求内容に沿って異議無く支払うものとする(詳細な説明・実質的な稼働状況・難易度等によっては、別途お見積りの上で打合せ対応料金を定めるものとする)。なお、甲に対する乙の義務ではなく、甲に対する乙による厚意と裁量の範囲内で、乙が甲に対して当該打合せにかかる料金を全額免除又は割引を行うことは妨げないものとする。

## 第5条(業務の実施)

1. 甲の依頼を受けて乙が登壇や出演や執筆等の業務を行う場合においては、準委任契約に基づき甲の指定する日時に甲の希望するテーマ等に沿った登壇や出演や執筆等の業務を行い、甲の依頼を受けて乙が経営指導や経営アドバイザーや顧問等での各種指導等を行う場合においては、準委任契約に基づき、甲乙の協議にて日程調整したスケジュールにおいて指導等の業務を行うものとする。
2. 前項の当該指導等における業務の実施においては、基本的に甲の指定する作業場(又はオンライン対応や電話対応等での対応等を含む)での月間指導回数(休憩時間を含め1回3時間単位(未消化の指導回数又は残余時間が生じた際において割引や次回や次月等への繰り越し等は行わない))の訪問指導又はオンラインミーティング形式での対応等を行い、乙の作業場等での業務稼働(電子メール等(各種メッセージアプリ等や携帯電話のSMSを含む)による相談や助言等および緊急時には乙との電話相談等(DX推進・業務効率化・ライフワークバランス等や乙による自殺防止カウンセリング活動や災害等支援活動や各種の社会貢献活動等の支障とならないようにする観点からも、電話対応は基本的に緊急

時のみに限り当該電子メール等での対応を基本とする))による稼働をあわせて月間で定める合計回数および合計稼働時間内で、乙が甲に対して当該指導等における業務を実施するものとする。

3. 乙が甲に対して行う訪問での当該指導等又はオンラインミーティング形式での当該指導等の回数(1回あたり休憩時間を含め3時間までを目安とする)や乙の作業場での稼働を含む当該指導等の時間延長(1時間単位)に関しては、甲は乙の請求に基づいて1時間単位で所定の追加報酬(未消化又は残余時間等は前項同様に割引や次回や次月等への繰り越し等を行わない)を支払うものとする。
4. 前項での追加報酬の減免については、甲に対する乙の義務ではなく、甲に対する乙による厚意と裁量の範囲内で柔軟に対応することを妨げない。
5. 甲及び乙は、本業務を履行するにあたり必要な備品や機材等は、基本的に甲が乙に無償(知財等は通常業務を行えるよう利用権利を無償)で提供・利用許諾をするものとする。
6. 甲及び乙は、相手方からの請求があるときは、相手方に対し、遅滞なく本業務の実行状況等を報告する。
7. 本業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生や違法な状態・不適切な状態などを甲又は乙が知った場合、甲又は乙は、相手方に対し、その事故の帰責の如何にかかわらず、直ちに報告し、甲及び乙により今後の対応方針についての協議を行う。
8. 甲及び乙は、不可抗力等で自らの責に帰さない事由により、本契約上の業務の遂行を合意された期間中に完了することができないことが判明した場合、相手方に対し、速やかにその事由を付して通知し、甲及び乙による協議を行うものとする。

## 第6条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約に基づき知り得た相手方及び相手方の取引先の技術情報、事業情報、営業機密、その他の情報(個人情報を除く。これらを総称して「機密情報」という)及び個人情報(機密情報及び個人情報を合わせて「本件情報」という)について厳に秘密を保持し、相手方の事前の書面(電磁的書面等を含む)による承諾なく、第三者に開示、漏洩しない。なお、当該機密情報には本契約の内容も含まれる。
2. 次の各号の一に該当するものは、秘密保持義務の対象となる機密情報から除外されるものとする。
  - (1) 相手方から開示された、若しくは、知り得た時点で既に公知であったもの、又は、その後自らの責めによらず公知になったもの
  - (2) 相手方から開示された、又は、知り得た時点で既に自らこれを保有しており、かつ、それを保有していたことを立証できるもの
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの
  - (4) 法令の定めに基づき官公庁から開示を強制等されたもの
3. 甲及び乙は、本業務の遂行にあたり、合理的な安全管理措置を遵守するものとする。
4. 甲及び乙は、相手方に対し、業務実施報告等と同時に、本件情報の取扱い状況等についても、必要に応じて相手方の求めに沿って報告・連絡・相談するものとする。

5. 本件情報を本契約の定めに基づき適切に取り扱うものとし、甲又は乙は本件情報の適切な取り扱いがなされているか、正当な理由がある場合には、相手方に対する立ち入り監査等を合理的な範囲で実施することができるものとする。
6. 本件情報の漏洩防止、盗用の禁止等の為に適切な管理体制、措置等を講じるものとする。なお、甲又は乙が、相手方の管理体制、措置等が不十分、又は、甲又は乙が、相手方に指示した管理事項を遵守していないと判断した場合、甲又は乙は、相手方に対して、期間を定めて管理体制、措置等の改善を要請することができ、相手方がこれに応じない場合、甲又は乙は本契約の一部又は全部を解除し損害賠償請求を行うことができるものとする。
7. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続する。

#### **第7条（資料等）**

1. 甲及び乙は、相手方から業務遂行に必要な資料・機器等の貸与がある場合、本業務以外の用途及び本業務で正当に関与が妥当とされた許諾範囲内の対象者以外にて、使用及び共有並びに保管等をしてはならず、善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理等を行うものとする。
2. 甲及び乙は、相手方から貸与された資料・機器等が不要となった場合、又は、本契約が終了した場合は、相手方からの指示に応じて、遅滞なく相手方に返却又は廃棄(データの完全消去等を含む)を行うものとする。
3. 前項に掲げる貸与・資料機器等を甲又は乙が相手方に対し返却又は廃棄等をしなかったことにより、相手方又は相手方の顧客企業に損害が生じる場合は、甲又は乙は相手方の損害を賠償しなければならない。
4. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続する。

#### **第8条（知的財産権の帰属）**

1. 本業務に基づき乙が甲のために作成した成果物（中間成果物等も含む。）及びその他役務の提供の過程で製作した物（以下「成果物等」という。）に関して発生した著作権その他の知的財産権は、基本的に全て乙に帰属するものとする。
2. 甲及び甲の関連企業等は、乙の書面(電磁的書面等を含む)による事前の同意を得るか又は別途事前の合意をしなければ、成果物等の全部又は一部を保有・利用・共有・複製・頒布・販売等を行うことはできないものとし、乙に生じる損害がある場合は、乙は甲に対し損害賠償請求等ができるものとする。
3. 甲は、乙が第12条に掲載する知的財産権に関する損害賠償についての情報を予め閲覧し遵守するものとする。
4. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続する。

#### **第9条（第三者の権利侵害）**

甲及び乙は、本業務を行う上で、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が

甲のために作成した成果物等について第三者との間で紛争が生じた場合、各自の責任と負担において処理・解決する。

#### 第 10 条（再委託）

1. 甲及び乙は、相手方の事前の書面（電磁的書面等を含む）による同意を得ない限り、第三者に本業務の全部又は一部を再委託することができない。
2. 甲及び乙は、前項に反した場合、それに基づき生じる相手方の損害を賠償する責務を負うものとする。

#### 第 11 条（禁止事項）

甲及び乙並びに双方の関係者は、本契約の遂行に際し、以下の行為を行わないものとする。なお、本条に反したことにより甲又は乙に損害が生じた場合は、相手方による当該損害の賠償請求等を妨げないものとする。

- (1) 個人情報保護法、不正競争防止法、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例等、事前抑止、検閲、人権侵害、その他の関係法令等に違反又は違法性・不適切性があるとみなされ得る行為等
- (2) インサイダー取引、インサイダー取引にかかわる行為等
- (3) 相手方の事業運営を妨げる行為、犯罪行為に結びつく行為、公序良俗に反する行為等
- (4) 相手方及び相手方の関わる第三者を誹謗中傷し、又は、その名誉若しくは信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為等
- (5) 違法性・不適切性のある言行等を実質的に強制しているとみなされ得る行為等
- (6) その他、乙が甲との取引又は契約等を継続することが不適切であると乙により判断され得る行為等

#### 第 12 条（損害賠償）

甲又は乙は、不可抗力等での法的に妥当な事由による場合を除き、自己の責に帰すべき事由に基づき、相手方が損害を被ったときは、甲又は乙は、相手方に対し、速やかに当該損害の賠償をしなければならないものとする。なお、甲が乙に対して負う知的財産権に関する損害賠償の最低額は、基本的な賠償請求額 300 万円に加え、金 3 万円に数量(侵害部数・再生数・閲覧数など転載先なども含めた総数量等)を乗じた総額を、乙が指定する銀行振込方法により甲が振込手数料等を負担した上で、甲が乙に対し速やかに支払うものものとする。なお、違法実態や司法手続き等により当該賠償額以上の損害賠償請求を乙が甲に請求することを妨げないものとする。

#### 第 13 条（中途解約・キャンセル）

甲は、以下に示す所定の違約金やキャンセル料等を甲が乙に支払い、中途解約やキャンセルの旨を明示的に書面(電子メール等の電磁的書面等を含む)で乙に通知し、乙が通常業務の

範囲で明確に甲からの当該書面を確認できる状態(乙の責によらず、当該書面の乙への未達や当該書面を確認できない場合を除く)において、本契約を中途解約することができるものとする。

特に双方での定めや明示等がない場合、初回の出演・出講等においては出演・登壇等の予定日(複数の登壇等がある場合は初回の登壇等の予定日)、執筆等においては入稿締め切り日より起算し、予定日から本条下記の(1)～(3)に示す期間ごとに、下記の中途解約の違約金やキャンセル料等として、乙が指定する銀行口座に、甲が乙に対して甲が振込み手数料を負担して異議なく支払うものとする。

甲が乙に依頼する内容等が経営指導やアドバイザーや顧問等での当該指導等である場合は、初回の当該指導等の以前であっても、契約成立後においては乙が甲の為にスケジュール調整や他者から乙への依頼等をお断りする必要性等も生じ得るため、下記の(1)～(3)に関わらず、契約の全期間における月額を合計した全額(中途解約の場合は残余期間における月額の合計の全額)を違約金として異議なく乙に支払うものとする。

なお、乙が手配済みの交通宿泊費用等の各種経費実費(キャンセル可能な場合はかかったキャンセル料実費)を含め、中途解約の違約金又はキャンセル料として甲が乙に支払うものとする。

- (1) 初回の経営指導日又は出演・出講等の登壇等の初回予定日を含み予定日にて、前日から30日前までの中途解約・キャンセルについては、中途解約の違約金又はキャンセル料として甲が乙に依頼額する金額の100%に加え、乙が手配した交通宿泊費等を含む諸経費全額又はキャンセル可能な場合はキャンセル料の実費全額。
- (2) 初回の経営指導日又は出演・出講等の登壇等の初回予定日を含み予定日にて、31日前から45日前までの中途解約・キャンセルについては、中途解約の違約金又はキャンセル料として甲が乙に依頼額する金額の70%に加え、乙が手配した交通宿泊費等を含む諸経費全額又はキャンセル可能な場合はキャンセル料の実費全額。
- (3) 初回の経営指導日又は出演・出講等の登壇等の初回予定日を含み予定日にて、46日前から60日前までの中途解約・キャンセルについては、中途解約の違約金又はキャンセル料として甲が乙に依頼額する金額の30%に加え、乙が手配した交通宿泊費等を含む諸経費全額又はキャンセル可能な場合はキャンセル料の実費全額。

## 第14条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙並びに双方の関係者は、自らが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員等ではなくなった時から5年を経過しない者で暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に現在及び将来にわたって該当しないことならびに、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約する。
  - (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって不当に反社会的勢力を利用すること

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
  - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 甲及び乙は、自己又は第三者を利用して以下各号の行為を行ってはならない。
- (1) 暴力的な要求行為等
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為等
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為等
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為等
  - (5) 優越的地位の濫用及びいわゆるスラップ訴訟等を含む濫訴等とみなされ得る行為等
  - (6) 東京都カスタマー・ハラスメント防止条例等への違反をはじめ、違法性・不適切性のある行為等
  - (7) その他前各号に準ずる行為等
3. 甲及び乙は、双方の関係者及び自己の下請若しくは再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときにはその全てを含む。以下同じ。）が、現在及び将来にわたって第1項に定める反社会的勢力に該当しないことならびに同項各号の関係を有しないことを確約し、また、第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
4. 甲及び乙は、双方の関係者及びその下請又は再委託先業者が前号に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した関係者及び下請又は再委託先業者との契約等を解除しなければならないものとする。
5. 甲及び乙は、前4項の該当性の判断のため調査を要する判断をした場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができる。相手方は、これに当該調査に協力しなければならないものとする。
6. 甲及び乙は、相手方が本条の規定に違反した場合、何ら催告要せず、甲乙間で締結した契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、契約の解除を行った甲及び乙は、相手方に損害が生じても何らこれを賠償又は補償することを要しない。また、解除を行った甲及び乙に損害が生じたときは、相手方は、その損害を賠償するものとする。

## 第15条（契約解除）

甲及び乙は、相手方が以下各号の一に該当した場合は、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し是正要請に対し、相当な是正期間をもっても必要な法的に妥当とされる当該要請が満たされなかった場合
- (2) 手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき
- (3) 仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき又は租税公課の滞納処分を受けたとき

- (4) 破産（自己破産、任意整理を含む）、民事再生、会社更生、特別清算その他法的又は指摘倒産手続の申立てを受けたとき又は自ら申立てをしたとき
- (5) 本件の契約当事者が制限行為能力者になったとき
- (6) 第 11 条又は第 14 条に抵触する問題のある状況になったとき、又は、そのおそれのあるとき
- (7) その他各号に類する不信用な事実があるとき

#### **第 16 条（権利義務の譲渡の禁止）**

甲又は乙は、相手方からの事前の書面(電磁的書面等を含む)による同意がない限り、本契約上の地位又は本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、承継、担保その他処分をしてはならないものとする。

#### **第 17 条（誠実協議）**

本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議し、解決するよう努めるものとする。

#### **第 18 条（分離可能性）**

本規約における条項又は条項の一部が、法令等によって無効あるいは執行不能と判断された場合、本規約における他の残りの部分の定めなどは、継続して完全なる効力を有するものとし、無効とされた条項または条項の一部においては、元々の趣旨に最も近い乙によって検討される有効で合理的な代替措置を適用するものとする。

#### **第 19 条（本規約等の改訂等）**

本規約等の改訂に関しては、事前の予告を要せず、乙のウェブサイト上への掲載をもって改訂・変更等がなされ、当該改訂・変更等から 30 日以内に特段の異議申し立てが書面(電磁的書面を含む)で乙に届けられない場合は、当該改訂・変更等につき甲は合意したものとする。

#### **第 20 条（管轄）**

本契約(翻訳文として閲覧された場合には日本語原文での本契約を唯一の正式文書および文意等とする)に関する紛争は、日本国における法令等に沿って、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### **第 21 条（「ビジネスと人権」等を視野に入れた合理的な配慮）**

COVID-19（いわゆるコロナ渦）を契機に一般的となったフルリモートワーク・テレワーク等や、DX 推進・業務効率化・ライフワークバランス・男女共同参画等を勘案し、甲および甲の関係者等は乙に対して、「ビジネスと人権」等を視野に入れた以下の合理的な配慮を行うものとする。



1. 甲が乙に対して郵送物等(郵便・宅配等を含む)を送付する必要がある際は、乙が指定する下記の個人オフィス宛に送付するものとする(弊社法人との契約および個人事業体との契約ともに同様)。なお、下記住所地への手渡し等でのご持参・ご来訪等は業務等の支障およびプライバシー等の観点から、乙により特段に明示的に甲へ要請しない限りは、一切厳禁とする。

【乙が指定する郵送物等の送付先】

〒176-0002 東京都練馬区桜台 2-23-16 戸村智憲 宛

(伝票等に記載が必要な場合の電話番号：050-3196-4513)

2. 乙によるDX推進・業務効率化・ライフワークバランス等や、乙による自殺防止カウンセリング活動や災害等支援活動や各種の社会貢献活動等の支障となりにくいように、連絡は乙のウェブフォームや電子メール、又は、乙のメッセージアプリ(SMS 含む)を用い、基本的に緊急時以外は電話対応を控えるものとする。なお、甲および甲の関係者等による乙への前項住所地や乙の各種事業拠点等へのアポイントなきご来訪・ご営業・ご勧誘等は、乙の業務支障や乙のプライバシー等の人権侵害等や本契約第 11 条又は第 14 条に抵触する問題ある状況にあたり得るため厳に控えるものとする。

2021 年(令和 3 年)12 月 6 日策定

2022 年(令和 4 年)6 月 29 日改訂

2022 年(令和 4 年)9 月 29 日改訂

2023 年(令和 5 年)1 月 26 日改訂

2025 年(令和 7 年)2 月 11 日改訂

2025 年(令和 7 年)2 月 13 日改訂

以上。